参考資料

日本ワインの地名表示ルール(案)

１　見直しの目的

　　日本ワイン（国産ぶどうのみを原料とする果実酒）の保護・振興、消費者にとってわかりやすい表示等の観点からワインの表示ルールを策定。

２　見直し後の産地表示の考え方

（１）日本ワイン（国内のぶどうのみを原料）

（ア）特定の産地の割合が85%以上で醸造地も同じ場合

　　　　・ぶどうの産地表示を可能

（イ）特定の産地の割合が85％以上で醸造地が産地外の場合

　　　　・ぶどうの産地は「○○産ぶどう使用」

（ウ）特定の産地割合が85％以下の場合

　　　　・「○○（地名）醸造ワイン」とすれば地名を記載可能。

　　　　　**※○○はぶどうの産地ではありません。の記載が必要　　今回の要望箇所**

（２）国内製造ワイン（海外原料含む）

　　　海外原料使用の場合は、濃縮還元果汁使用、輸入ワインの表示を義務付け

　　　　・地名表示不可